

一般社団法人日本ロボット学会 規約の制定等に関する規程

2011年11月15日理事会制定

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本ロボット学会の細則、規程、準規、規則、および補則等（以下、規約と呼ぶ）の制定、改訂等が円滑になされるための原則を定めるものである。本会の規約はこの規程に基づいて定めるものとする。

(規程および準規の定義)

第2条 規程は定款の実施に必要な細目を定めるため総会・理事会・担当委員会が定めるものであり、準規は規程を補足するものである。

(規則および補則の定義)

第3条 規則は定款、または規程の実施に必要な細目を定めるため委員会等の機関が定めるものであり、補則は規則を補足するものである。

(その他の規約)

第4条 理事会、委員会等の機関は特に必要な場合は、内規、基準、要領等を定めることができる。

(規約文の保管)

第5条 規程あるいはそれらに準ずる規約の正文は会長の署名、押印を得た上事務局が保管するものとする。また、規則あるいはそれらに準ずる規約の制定等を行った機関はその写しを理事会に提出し、事務局がこれを保管するものとする。

2 事務局は規約の一覧表および改訂記録を作成し保存するものとする。

(規約の作成要領)

第6条 規約の形式に関しては別に定める要領によるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画理事・庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年 11月15日より実施する。